

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第8条中「に基づく医療費支給事業」の次に「（同条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者のうち2級の障がいを有するものが医療費の支給を受ける医療費支給事業を除く。）」を加える。

第10条第1号中「第31条の9第1項」を「第31条の10第1項」に改める。

第18条見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給者となったひとり親等（受給停止となったひとり親等を含む。）が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべきひとり親家庭等医療費で、まだその者に支給していなかったものがあるときは、市長はその者が監護又は養育していた児童にその未支給のひとり親家庭等医療費を支給することができる。

第21条中「この規則により」を「この規則に規定する」に、「公簿等により」を「公簿等によって」に、「省略すること」を「省略させること」に改める。

別表第1の1の項中「0.08以下」を「0.07以下」に改める。

別表第2の1の項中「0.04以下」を「0.03以下」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。